

令和元年7月

総 会 議 事 録

萩市農業委員会

令和元年7月総会

萩市農業委員会総会議事録

7月18日(木) 午前9時30分 開会 場所 萩市役所大会議室

○提出議案

- 議案第42号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第43号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について
議案第44号 別段面積の設定について
議案第45号 農用地利用集積計画の決定について
議案第46号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について
議案第47号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第48号 現況確認書の交付について

○出席委員(17名)

1番 原 田 知 美	2番 中 村 博 和
3番 原 川 久美子	4番 小野村 壽美夫
5番 藤 田 芳 昭	6番 岡 崎 弘 明
7番 長 富 繁 美	8番 烏 田 茂 夫
欠席 品 川 民 雄	10番 田 村 廣
11番 吉 村 榮 子	12番 守 永 正 範
13番 松 田 由美子	14番 矢 次 利 典
15番 鈴 川 肇	16番 佐 伯 泰 資
欠席 吉 村 剛	18番 尾 木 武 夫
19番 片 岡 兼 雄	

○出席推進委員(18名)

阿嶋 忠治	猪亦 修生	大峠 昭夫	金子 哲也
倉増 隆資	黒田 尚	佐伯 利満	佐々木 藤一
佐々木 康典	下瀬 一馬	竹本 昇	中野 良保
中原 豊	中村 博	波多野 辰夫	藤田 幸久
藤原 悟	森 瑞枝		

○議事録署名委員

○議 事

事務局長 只今から、令和元年7月萩市農業委員会総会を開催いたします。農業委員会委員19名中、17名の出席があり、萩市農業委員会議事規則第8条の規定により総会が成立したことを報告します。

本日の議長は、萩市農業委員会議事規則第5条の規定により会長にお願いします。

会 長 開会のあいさつ

議 長 これより議事に入ります。

議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。萩市農業委員会議事規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 それでは、議事録署名委員は、7番 長富委員、10番 田村委員にお願いいたします。

なお、会議書記は事務局職員にさせます。

議 長 議案第42号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。第1項と第2項は譲受人が同一ですので同時審議とします。事務局は説明をお願いします。

事 務 局 議案第42号「農地法第3条第1項についてご説明します。議案は2ページになります。

申請地は、●●●、登記、現況地目ともに田、面積122㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は7,240㎡、内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は、●●●、●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんが高齢のため維持管理が出来ないこと、すでに借受人となっている●●●さんが、自作地とすることで合意に至り、双方連名により本申請にいたったものです。譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。専業農家で、田と畑あわせ

て約7反の農業経営に従事されております。年間農作業従事日数は、ご本人さん250日、お父さん250日、お母さん250日です。それに雇人200日となります。

(スクリーンに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については、7月5日、●●●地区担当の●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。

申請地は、●●●駅から北東に約0.3kmの地点にあり、着色した箇所となります。●●●から約0.2kmの場所です。●●●の付近となります。この辺りが●●●で、ここから入った辺りです。後ほどご説明します第2項の●●●の隣接地となります。

営農計画ですが、申請地は現在露地野菜が作付けされており、取得後も同じく露地野菜を栽培されます。

農機具の保有状況は、耕運機3台、草刈機1台を所有されています。トラクター、軽トラックについては、父親より借用となります。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。

続けて第2項の説明をいたします。議案は2ページになります。

申請地は、●●●、登記、現況地目ともに田、面積225㎡です。譲受人は、●●●の●●●さんで、耕作面積は7,240㎡、内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は、●●●、●●●さんです。

申請の理由ですが、譲渡人の●●●さんが高齢のため維持管理が出来ないこと、すでに借受人となっている●●●さんが、自作地とすることで合意に至り、双方連名により本申請にいたったものです。譲受人の●●●さんについては、経営内容については、第1項と同じ方ですので説明を省かせていただきます。作付けについては、露地野菜を栽培される予定です

以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 それでは、●●●地区担当の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当推進委員が挙手)

議長 はい、●●●推進委員お願いします。

●●●推進委員

この件につきましては、7月5日に、事務局並びに●●●委員と私で現地確認を行いました。図面で分かりますようにこの二つの土地については隣接したもので、現在借り受けられて、さらに隣接した農地も借り受けて、ナスの栽培がされているところです。譲渡人につきましては、いずれも高齢者、また非農家の方もおられまして、この土地の形状や面積等からすると、将来的には、耕作放棄地となり得てもおかしくないような土地であろうかと思っております。譲受人は平成27年に新規就農者として認定され、地域の若手リーダー核として頑張っています。さらに、この一帯の農地を借受ける計画をしております、こういう方々がこういう形で利用、取得されることにつきまして、大変農地保全からして有効であると考えております。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 大変詳しく説明してくださいました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項、第2項について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に第3項の説明をお願いします。

事務局 議案第42号第3項についてご説明します。議案は2ページになります。

申請地は、●●●、登記地目は田、現況地目は畑、面積893㎡です。譲受人は●●●の●●●さんです。耕作面積は3,160㎡、内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は●●●の●●●さんです。

理由ですが、●●●さんが申請地が遠く、身体的にも耕作が難しいことから手放す意向であり、●●●さんは野菜栽培の適地を探されていたことから合意に至り、双方連名により本申請にいたったものです。譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。兼業農家で、田と

畑あわせて約3反の農業経営に従事されています。年間農作業従事日数は、ご本人さん150日、子供さん50日です。

(スクリーンに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については7月4日、担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地は●●●駅から北に約1kmの地点にあり、●●●から約0.3kmの着色した箇所となります。この辺りに●●●があつて、信号を二つ目に●●●で●●●になります。

営農計画ですが、申請地は現在畑として利用されており、取得後も同様に畑として利用されます。

農機具の保有状況は、耕運機1台、軽トラック1台、トップカー1台を所有されています。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため、許可要件をすべて満たしています。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当推進委員が挙手)

議 長 はい、●●●推進委員お願いします。

●●●推進委員 この案件につきましては、7月4日に●●●委員さん●●●委員、事務局と譲受人の●●●さん、行政書士の立会いのもと現地を確認いたしました。事務局のご説明のとおり、この件につきまして、アンケートの段階で相談されまして、それから着々と進みましてご説明のとおりとなっております。何の問題もないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 今アンケートによってこの希望が出たということでアンケートの位置付けが見て取れました。それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたします。

議長 次に第4項の説明をお願いします。

事務局 議案第42号第4項についてご説明します。議案は2ページになります。

申請地は●●●、登記、現況地目ともに畑、面積349㎡です。譲受人は●●●の●●●さんで、耕作面積は46,095㎡、内容は田及び畑です。権利の種類は所有権移転です。譲渡人は、●●●の●●●さんです。

理由ですが、●●●さんが仕事の関係で、農業に専念することが難しく農地を手放す意向であること、●●●さんも自宅の近くに農地を求められていたことから合意に至り、双方連名により本申請にいたったものです。譲受人の●●●さんは、年齢●●●歳。専業農家で、田と畑あわせて約4町6反の農業経営に従事されています。年間農作業従事日数は、ご本人さん120日です。

(スクリーンに位置図を表示)

次に場所ですが、現地については、7月4日、●●●担当の●●●委員さん、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局で確認しました。申請地は●●●から南東に約5.2kmの地点にあり、●●●から約0.3kmの着色した箇所となります。今新しい道が出来たのですが、それがこの辺になります。こちらが●●●さんの家で、こちらが●●●さんの家になります。

営農計画ですが、申請地は現在畑として利用されており、取得後も同様に畑として利用されます。

農機具の保有状況は、トラクター1台、軽トラック1台、田植機1台を所有されています。以上、農地法第3条第2項各号には該当がないため許可要件をすべて満たしています。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当推進委員が挙手)

議 長 はい、●●●推進委員お願いします。

●●●推進委員 事務局の説明のとおり、7月4日に現地調査を実施いたしました。事務局3名と●●●委員と●●●委員、そして譲受人の●●●さんを含めて現地を確認しました。この畑につきましては、譲受人が十数年前に育苗用農地として借受けられておりました。すぐ横に譲受人の住宅がございますが、その井戸から育苗用の灌水をされておりました。この案件に到った理由は、昨年審議いただきました●●●の住宅の売買の話を●●●さんから聞かれまして、そうすると、今後の育苗等に問題が生じる事と、隣に知らない人が入ってくるのもどうかということで、譲渡人の●●●さんと協議された結果、このようになったということでございます。問題等はないと思いますので、ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第4項は原案のとおり決定いたします。

議 長 次に、議案第43号「農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 議案第43号第1項についてご説明します。議案は4ページです。まずこの案件につきましては、6月総会でご審議いただき許可したところですが、申請時は、登記名義人が亡くなられており法定相続人3名の連名で戸籍等の資料も添付の上、申請されていましたが、許可後の遺産分割協議でそのうちの1名がすべて相続することになり、連名での許可書では法務局で受理されないことから、一旦、許可の取消申請書が提出され、改めて●●●さんで許可申請書が提出されたものです。申請の内容は6月総会でご説明したとおりですが、

(スクリーンに位置図を表示)

6月7日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行っています。

申請地は、●●●から西へ900m、宅地化が進行する第1種低層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積82㎡ 外1筆、合計454㎡です。また、併用地を合わせた全体の面積は、494.33㎡です。転用者は、●●●、●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。場所ですが、●●●があつて、●●●になります。農地はこの緑色で着色した箇所、この隣が宅地部分の併用地となります。

転用目的ですが、所有者が市外に居住されており農業後継者もいच्छゃらないことから、宅地建物取引業の免許を持つ●●●さんが買い受け、用途地域内で2区画の宅地分譲と進入路を行うため土地の造成を行うもので適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、南側は併用地を挟んで道路、西側は宅地、東側は併用地を挟んで道路と申請者所有の農地、北側は農地で隣接農地承諾書が添付されているため問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地にこのように2つの区画と進入路を設けます。宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、区画内に溜枡を設置し、進入路に新設する側溝から東側道路側溝へ流入させ、汚水は東側市道内の公共下水道へ接続させるもので適当です。

被害防除計画ですが、表土をはいで地ならしし、20cmの盛土を行い整地します。南側境界にはブロック塀があり、西側・北側にもブロック塀を設置する予定で、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。●●●地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当委員が挙手)

議長 はい、●●●委員お願いします。

第 6 番 この件につきましては事務局からのご説明がありましたとおりでございまして、先月、転用許可を得た物件が再度相続人が決まったという申請ということになります。現地につきましても、以前にご説明がありましたので差し控えますが、以前に3筆程の分譲許可を出された時に現地調査を行いまして、その時に荒れた所があるからついでにやればいいのかと思っていたところでございます。こういう件は初めてですが、転用自体に問題はないので、ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第1項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、第2項の説明をお願いします。

事 務 局 議案第43号第2項についてご説明をいたします。

(スクリーンに位置図を表示)

7月5日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。申請地は、●●●から北へ800m、宅地化が進行する第1種中高層住居専用地域内にあり、農地法施行規則第44条第3号に規定される第3種農地です。申請地は、●●●、地目は登記・現況とも畑、面積1,610㎡です。場所ですが、●●●●地区になります。この北側が●●●●地区になって、この辺りが●●●●になります。この図面の左側が●●●●になり、緑で着色した箇所になります。転用者は、●●●●、●●●●さんで、所有者は●●●●の●●●●さん、●●●●の●●●●さん、●●●●の●●●●さん、●●●●の●●●●さんです。

転用目的ですが、所有者が高齢であったり、市外に居住されており農業後継者もいらっしゃらないことから、宅地建物取引業の免許

を持つ●●●さんが買い受け、用途地域内で6区画の宅地分譲と進入路を整備するため土地の造成を行うもので適当です。

(スクリーンに分間図を表示)

次に隣接農地の関係ですが、南側は道路、東側・西側・北側は宅地、一部、東側に農地がありますが、農地の部分につきましては、現在、所有者の方は東京にいらっしゃるということで、こちらに戻って来られる機会があつて、その際隣接農地承諾書をいただく予定にしております。

(スクリーンに配置図を表示)

次に配置図ですが、申請地にこのように6つの区画と進入路を設けます。

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、区画内に溜枡を設置し、進入路に新設する側溝から南側道路側溝へ流入させ、汚水は浄化槽を設置し南側道路側溝へ排水させるもので適当です。

被害防除計画ですが、0～90cmの切土と0～10cmの盛土を行い整地します。東側・西側・北側との境界は一部既存のブロック塀、コンクリート擁壁を利用し、無いところについては新たにブロック塀を設置する予定で、土砂の流出等のおそれはなく適当です。以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当推進委員が挙手)

議 長 はい、●●●推進委員お願いします。

●●●推進委員 この申請地につきましては、平成9年に相続された共有者4名の物件ということで、長年耕作されていない為、草木が伸び放題となっております。また、そういうことから蚊の発生源ともなっており、今回の計画で周辺住民からは喜んでもらえるのではないかと思います。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質問、意見なし)

議長 それでは採決いたします。第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、第2項は原案のとおり決定いたしました。

議長 次に第3項の説明をお願いします。

事務局 議案第43号第3項について説明をいたします。

(スクリーンに位置図を表示)

7月5日、●●●委員さん、●●●推進委員さん、事務局とで現地調査を行いました。申請地は、●●●から北西へ1.1km、農地と宅地が点在する地域にある第3種農地です。

申請地は、●●●、地目は登記・現況ともに畑、面積70㎡です。転用者は、●●●、●●●さんで、所有者は●●●の●●●さんです。

転用目的ですが、所有者の●●●さんが高齢で農業後継者もいらっしやらず農地の管理も難しいことから、申請人の●●●が隣接する宅地とあわせて買い受けて、宅地部分に借家住宅と農地部分に駐車場を整備するもので適当です。

場所ですが、この上側が●●●方面で、ここは●●●になります。●●●があつて、●●●になります。黄色い部分が宅地部分で、緑の部分が農地となります。

(スクリーンに分間図を表示)

隣接農地の関係ですが、東側・北側は道路、西側は鉄道用地、線路になります。南側は水路に接しており、問題ありません。

(スクリーンに配置図を表示)

宅地造成後の用排水計画ですが、雨水は、区画内に溜枡を設置し、既存の道路側溝へ流入させ、汚水は、東側市道内の農業集落排水施設へ接続させるもので適当です。

被害防除計画ですが、20cmの盛土を行い整地し、境界には既存のブロック塀があるため土砂の流出のおそれはなく適当です。こちら側が併用地の宅地部分こちらに既存の建物があるのですが、新たに住宅を建てて、こちらが農地になりますが、2台分の駐車場を設置するものです。ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。●●●地区担当の推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

(担当推進委員が挙手)

議 長 はい、●●●推進委員をお願いします。

●●●推進委員 只今事務局より説明されたことに大きく追加することはございませんが、ただ2点ほど。農地につきましては、柑橘が数本植えられていることと、この申請地は●●●の一つ、●●●という所に位置するものであるということをお補足させていただきます。以上、ご審議の程、よろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは採決いたします。第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3項は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第44号「別段面積の設定について」を、議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第44号、別段面積の設定についてご説明いたします。議案は5ページから14ページまでです。

まず、6ページをご覧ください。6ページにありますとおり、萩市全域の下限面積を30アールとし、併せて、空き家に附属する農地については、農業委員会が指定した農地に限定して1アールに設

定することについて提案するものです。

次に、8ページをご覧ください。農地を農地のままで取得する場合、農地法第3条第2項においてクリアしなければならない要件が定められています。8ページにありますように、2項1号は全部効率利用要件で、申請地を含めてすべての農地を効率的に利用し耕作すること、2項2号は法人が取得する場合、農地所有適格法人であること、2項4号は農作業常時従事要件で、農地取得後、必要な農作業に従事することなど、その取得には制限がかけられており、これらの要件を満たさない場合は許可することができません。

これらの要件のうちの一つが、8ページで横線を引いている2項5号の下限面積要件です。この下限面積は、農地法では取得後における農地の面積の合計が都府県では50アールとなっていますが、カッコ書きで、農業委員会が別段の面積を定め、公示したときはその面積となっています。平成21年の農地法改正で、農業委員会により下限面積の設定変更が可能となったものです。

この別段の面積の定め方についてですが、9ページをご覧ください。9ページにありますように、農地法施行規則第17条に別段の面積の基準が定められています。横線を引いている部分ですが、設定区域内において、定めようとする面積未満の農業者の数が、当該設定区域内の農業者の総数のおおむね100分の40を下らないよう算定するとされています。つまり、農家数の概ね4割の経営面積が、別段の面積以下である必要があります。

ここで、7ページに戻っていただいて、7ページの「経営耕地面積10アールきざみ農家数」の資料をご覧ください。これは令和元年6月1日現在の萩市農業委員会の農家台帳システムのデータにより算出したもので、農家数を10アールきざみで集計したものです。以下、7ページの一番下の欄を見ていきます。経営耕地面積が10アール未満の農家数は1,466で27%、20アール未満の農家数は2,132で39%、30アール未満の農家数が2,613で48%となっており、30アール未満の農家数が4割を超えています。萩市農業委員会では平成26年6月より、下限面積30アールへの引き下げを行っており、今年度におきましても、引き続き別段面積を30アールとして設定したいと考えます。

次に、空き家に附属する農地の別段面積の設定についてご説明します。議案10ページをご覧ください。農業委員さんには、先月の協議会でご説明させていただきましたが、空き家に附属する農地の別段面積の取扱基準を定め、空き家に附属する農地に限定して、下限面積を1アールに引き下げます。これは、10ページの最初の部分、第1条にありますように、空き家に附属する農地の遊休化が進

んでいることから、新規就農の促進及び遊休農地の解消のために実施するものです。

全国的に空き家の増加が問題となる中、国土交通省から『農地付き空き家』の手引きについて」の資料が示され、手引きでは空き家バンクの取組を通じて農地付き空き家の提供を行い、移住希望者を呼び込む自治体の例が掲載されています。推進委員さんには本日、手引きの資料をお手元にお配りしています。県内においてもすでに、防府市・岩国市・田布施町・阿武町で実施されており、実際に、岩国市・阿武町で、下限面積引下げによる農地取得の実績があるとのこと。

農地取得までの流れですが、下限面積1アールの設定が可能な農地は、萩市の空き家情報バンクに登録された空き家に附属するものであることを条件としており、まずは農地所有者から指定の申請をしていただき、農業委員会が現地調査を行って、指定可能かどうかを判断します。指定された農地について、空き家と一緒に農地の取得を希望する方がおられた場合、通常の農地法3条許可申請書を提出していただきます。3条申請にあたっては、取得農地を5年以上耕作する旨の誓約書の添付が必要となります。

新しい取組ではありますが、空き家に附属する農地を取得して耕作管理していこうという意欲のある定住者に、農地取得の道を開くものであり、新規就農の促進及び遊休農地の発生防止に寄与するものであることから、萩市農業委員会においても、空き家に附属する農地の下限面積引き下げを実施したいと考えます。

なお、ご承認いただいた場合は、議案10ページから14ページの取扱基準に従い、空き家に附属する農地の指定及び農地法3条許可申請の手続きを進めて行くことといたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。それでは採決いたします。議案第44号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第44号は原案のとおり承認いたしました。

議長 次に、議案第45号「農用地利用集積計画の決定について」を、議題に供します。事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第45号を説明いたします。資料につきましては別綴で、「利用権設定状況」と「農地中間管理事業による利用権設定状況」です。農用地利用集積計画の作成について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項で、『同意市町村は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならない。』とされています。農用地利用集積計画について市農政課から諮問がありましたのでご審議いただきます。今回の利用権の設定につきましては急遽新しい借り手が決まったものを上程いたしております。それでは利用権設定状況（令和元年8月1日）の資料をご覧ください。一番下の合計の数字を読み上げていきます。8月1日に設定されるものは、件数が1件、筆数が1筆、田が2,705㎡、面積の合計は2,705㎡です。利用権設定の内容につきましては、表紙をめくってください。

続きまして、農地中間管理事業による利用権設定状況（令和元年8月1日現在）の資料をご覧ください。この表は、地域別の利用権設定状況を示したもので、各地域の利用権設定面積は表のとおりとなっています。以下、一番下の合計の欄を読みあげていきます。左から、件数が6件、筆数9筆、田の面積が20,862㎡となっております。

この農地中間管理事業は、都道府県ごとに設置される農地中間管理機構が農地を借り受け、借受農家に農地中間管理機構が決定した「農用地利用配分計画」を県知事が公告することによって貸借関係が発生します。1枚めくっていただきますと、内容が記載されております。右端の備考のところを受け手の名前を記載しております。今回は、3つの法人が受け手となっております。●●●、●●●、●●●です。このたびの集積計画案において、借り手は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えます。以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 それでは採決いたします。議案第45号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第45号は原案のとおり決定いたしました。

(報告事案-1)

議 長 議案第46号農業振興地域整備計画の変更に係る意見書交付について議題に供します。第1項の説明をお願いします。

事務局 それでは議案第46号についてご説明いたします。議案は17ページです。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市農政課から農用地区域からの除外について意見書交付の依頼があったものです。

第1項、●●●、登記地目は田、現況地目は畑、面積411㎡の内4㎡、所有者は●●●の●●●さんで、転用者は●●●、●●●さんで、転用目的は携帯電話無線基地局の設置です。

当該地につきましては、認定電気通信事業者が中継施設を設置するために必要な土地であり、農地法施行規則第53条第14号に該当し農地転用許可を要しないとともに、周辺農地の営農や農用地の利用の集積に支障を及ぼすものではないことから、農用地区域からの除外について異議ない旨の意見書を交付しています。以上、報告いたします。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第46号の報告は終わります。

(報告事案-2)

議 長 議案第47号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を、議題とします。第1項から第2項まで一括して、説明をお願いします。

事務局 議案第47号農地法第18条第6項の規定による通知についてご

説明いたします。議案は19ページからです。

第1項、●●●、地目、登記・現況とも田、面積122㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は●●●さんへ所有権移転されます。

第2項、●●●、地目、登記・現況とも田、面積225㎡、賃借人は●●●の●●●さんで、賃貸人は●●●の●●●さんです。権利の種類は合意解約で、解約後は●●●さんへ所有権移転されます。以上で報告を終わります。

議長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(田村委員挙手)

議長 はい、●●●委員。

第10番 賃借人と賃貸人のところが逆では。

事務局 議案が間違っておりました。19ページでございますが賃借人が●●●さんで、賃貸人が●●●、●●●さん、●●●、●●●さんです。大変申し訳ございません。議案の訂正をお願いします。

議長 議案の訂正をお願いします。これは3条の所有権移転のため、賃貸契約についてこの度の賃貸契約を解除するという内容でございます。それでは、議案第47号の報告は終わります。

(報告事案-3)

議長 議案第48号現況確認書の交付について、議題に供します。

議長 第1項から第2項まで一括して、説明をお願いします。

事務局 それでは議案第48号についてご説明いたします。議案は21ページになります。

(スクリーンに位置図を表示)

第1項申請地は●●●、からから北西へ5.2kmに位置する●

●●、登記地目は畑、面積374㎡外3筆、合計1,363㎡、申請人は●●●の●●●さんです。場所につきましては、先程の3条で譲受人が●●●さんの案件がありましたが、その申請地がこちらになって、非農地の部分がこちらになります。こちらの案件につきましても、地目を一度変更して、その後、●●●さんが受けられると伺っております。

申立てによると、申請地は20年以上耕作しておらず、現在に至っている。本調査によると、申請地には笹や茅、クズ等が繁茂し、原野化しており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。

(スクリーンに位置図を表示)

続いて第2項申請地は、●●●から北西へ2.5kmに位置する、●●●、登記地目は田、面積2,855㎡外4筆、合計6,184㎡、申請人は●●●の●●●さんです。場所につきましては分かりにくのですが、この下の方が●●●の方で、こちらがに●●●なります。その川沿いのこちらで、着色した箇所となります。

申立てによると、申請地は約30年前に水路が壊れ、田として利用することができなくなったことから耕作しておらず、竹や杉等が茂り、現在に至っている。本調査によると、申請地は竹や灌木、杉等が茂り、原野・山林化しており、農地としての現況をとどめていないため非農地に認定したものです。以上、報告を終わります。

議 長 説明が終わりました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で議案第47号の報告は終わります。

議 長 以上をもちまして、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これで、萩市農業委員会総会を閉会いたします。

午前10時25分 閉会

萩市農業委員会議事規則第14条第1項の規定により署名する。

令和元年7月18日

萩市農業委員会会長 片岡 兼雄

委員 長 宮 繁美

委員 田 村 廣